

様式第1号（第4条関係）

## 審議会等設置状況

（令和6年8月20日現在）

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 審議会等の名称 | 伊万里市介護保険運営会議                        |
| 設置の根拠   | 伊万里市介護保険運営会議設置要綱                    |
| 設置の目的   | 介護保険制度の円滑な運営に資するため                  |
| 設置年月日   | 平成12年10月 1日                         |
| 委員数     | 19人                                 |
| 委員の任期   | 3年（令和6年8月20日～令和9年 3月31日）            |
| 委員名簿    | ※別紙（様式第1号の2）                        |
| 所管課     | 健康福祉部 長寿社会課 介護給付係（電話番号0955-23-2154） |

様式第1号の2（第4条関係）

委員名簿

（五十音順・敬称略・会長◎・副会長○）

| 氏名       | 所属                |
|----------|-------------------|
| 池田 朋江    | 伊万里・有田地区歯科医師会     |
| 石橋 沙永子   | 社会福祉法人 花心会        |
| 井手 三男    | 伊万里市区長会連合会        |
| 井本 木綿子   | 社会福祉法人 伊万里敬愛会     |
| 岡村 優治    | 伊万里有田薬剤師会         |
| 清水 正彰    | 伊万里市民生委員・児童委員協議会  |
| 居石 亜矢子   | 社会福祉法人 鶴丸会        |
| 中尾 克也    | 伊万里市社会福祉協議会       |
| 野田 英雄    | 伊万里保健福祉事務所        |
| 樋口 留理子   | 医療法人 光仁会          |
| ○ 平田 騏一郎 | 伊万里市老人クラブ連合会      |
| 松尾 圭志    | 社会医療法人 謙仁会        |
| 松尾 真弓    | 伊万里地区認知症の人とその家族の会 |
| 松山 博輝    | 連合佐賀北部地域協議会       |
| 宮田 幸子    | 公募委員              |
| 山口 昭徳    | 公募委員              |
| ◎ 山元 博   | 伊万里・有田地区医師会       |
| 吉富 達夫    | 社会福祉法人 長生会        |
| 米岡 初代    | いまり女性ネットワーク       |

## 伊万里市介護保険運営会議設置要綱

(設置)

第1条 介護保険制度の円滑な運営に資するため、伊万里市介護保険運営会議(以下「運営会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 介護保険事業の実施状況の点検に関する事。
- (2) 介護保険事業計画の進行管理に関する事。
- (3) その他介護保険事業の運営に関する事。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に定める者につき市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 介護保険に関し学識又は経験を有する者 14人以内
- (2) 被保険者を代表する者 7人以内
- (3) 行政関係者 3人以内

2 委員の任期は3年間とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 運営会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、運営会議を代表する。
- 3 運営会議に副会長1名を置き、会長が委員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会長の任期)

第5条 会長の任期は3年間とする。ただし、会長が任期途中で交代したときは、後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

- 2 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営会議は、必要に応じて関係者の出席を要請し、報告又は意見を求める

ことができる。

(会議の公開)

第7条 運営会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、運営会議の議決を経たときは、非公開とする。

(意見の提出)

第8条 運営会議は、第2条に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、出席者の過半数の同意を得て、伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会の委員長に対し、意見を提出することができる。

2 前項の意見は、文書によってしなければならない。

(庶務)

第9条 運営会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱施行後最初に任命される委員の任期は、平成15年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月9日から施行する。